

『ラクラク突破の1級建築士スピード学習帳 2025』

『ラクラク突破の2級建築士スピード学習帳 2025』をご購入いただいたお客様へ

建築士試験では、例年、試験が開催される年の1月1日現在に施行されている法令が適用されてきました。試験実施機関である（公財）建築技術教育普及センターより2024年12月25日に、令和7年（2025年）の試験ではいわゆる「省エネ法」の改正等に伴う規定については、2025年4月1日現在に施行されている法令を適用する旨の発表がありました。

本書『ラクラク突破の1級建築士スピード学習帳 2025』『ラクラク突破の2級建築士スピード学習帳 2025』については、例年どおり **1月1日現在の法令に基づいている**ため、改正内容を踏まえた改訂ができておりません。そのため、十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

（公財）建築技術教育普及センター（2024年12月25日発表）

「令和7年（一級・二級・木造建築士試験、建築設備士試験、インテリアプランナー試験）試験の適用法令について」より

【発表内容】

令和7年試験の適用法令については、次のとおりです。

適用すべき法令については、令和7年1月1日現在において施行されているものとします。
ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第172号）及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号）」に基づく法令の規定については、令和7年4月1日現在において施行されているものを適用するものとします。

また、1級建築士・2級建築士ともに試験対策上、影響が大きい法改正については、次頁以降にまとめておりますので、勉強の際にご使用くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

建築確認の対象となる建築物の規模の見直し

→法6条1項

法6条1項4号に定められていたいわゆる「4号建築物」は、建築士が設計を行う場合には構造関係規定の審査が省略されてきたが、この特例の対象となる建築物の規模が見直された。法6条4号が条文から削除され、4号建築物とされてきた建築物は、新2号と新3号の建築物のいずれかに振り分けられた。

【建築確認の対象：都市計画区域・準都市計画区域・準景観地区等内】

(●：審査対象、△：審査対象だが構造関係規定の審査が一部省略、×：対象外)

改正前

木造

階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超
3以上	●【2号】		
2	△【4号】		
1	△【4号】		

非木造

階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下
2以上	●【3号】	
1	△【4号】	

改正後

木造

階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超
3以上	●【新2号】		
2	●【新2号】		
1	△【新3号】		

非木造

階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下
2以上	●【新2号】	
1	△【新3号】	

【建築確認の対象：都市計画区域・準都市計画区域・準景観地区等外】

(●：審査対象、△：審査対象だが構造関係規定の審査が一部省略、×：対象外)

改正前

木造

階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超
3以上	●【2号】		
2	×		
1	×		

非木造

階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下
2以上	●【3号】	
1	×	

改正後

木造

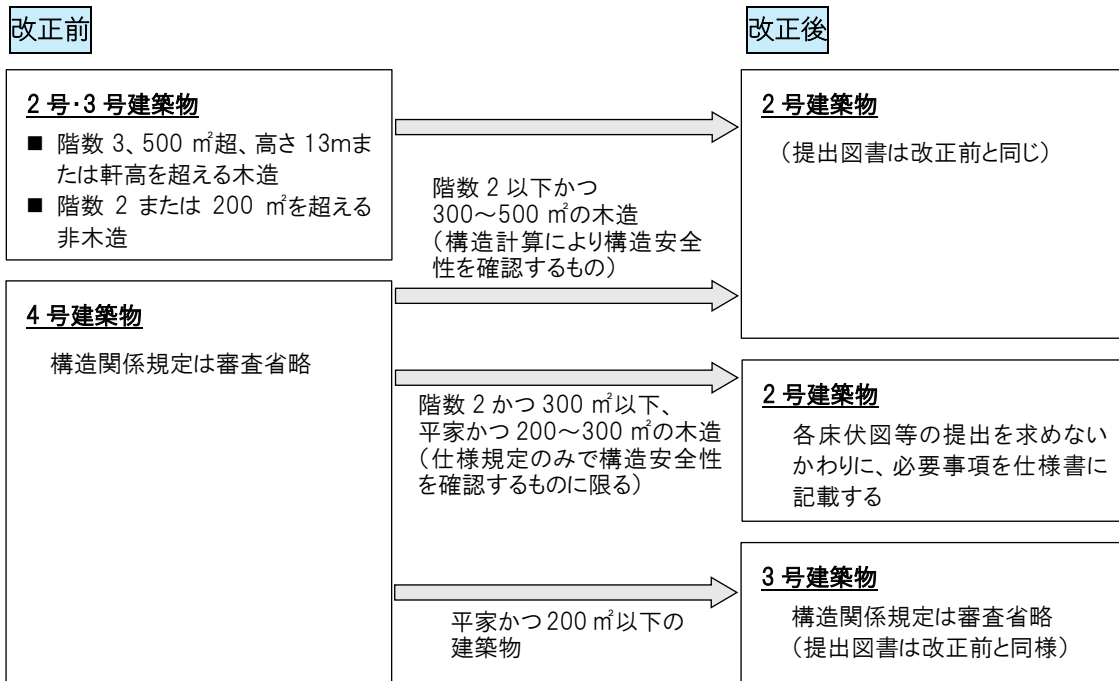
階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超
3以上	●【新2号】		
2	●【新2号】		
1	×		

非木造

階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下
2以上	●【新2号】	
1	×	

建築確認の対象となる建築物の見直しに伴う提出図書等の合理化

旧 4 号建築物のうち、改正により審査省略の対象から外れるものについては、提出図書等の合理化が図られた。



木造建築物の構造計算対象の規模

→法 20 条

木造建築物について、許容応力度計算を用いて構造安全性を確認できる規模が「高さ 13m いかかつ軒高 9 m 以下」から、「階数 3 以下かつ高さ 16m 以下」となった。

また、2 階建て以下の木造建築物で構造計算が必要となる規模が 500 m²超から 300 m²超に引き下げられた。

【構造計算の対象規模】

改正前

高さ		高さ 13m 以下かつ 軒高 9m 以下	高さ 13m 超～60m 以下、 または軒高 9m 超	高さ 60m 超
規模 (階数は地階を除く)				
平家	500 m ² 以下	仕様規定 簡易な構造計算 (許容応力度計算)	高度な構造計算(許容応 力度等計算、保有水平耐 力計算)	時刻歴 応答解析
2 階建	500 m ² 超			
3 階建				
4 階建以上				

改正後

高さ		高さ 16m 以下	高さ 16m 超～60m 以下	高さ 60m 超
規模 (階数は地階を除く)				
平家	300 m ² 以下	仕様規定 簡易な構造計算 (許容応力度計算)	高度な構造計算(許容応 力度等計算、保有水平耐 力計算)	時刻歴 応答解析
2 階建	300 m ² 超			
3 階建				
4 階建以上				

基準法改正に伴う、2級建築士の業務範囲の見直し

→建築士法3条

前述の木造建築物の構造計算対象の規模の改正に伴い、2級建築士の業務範囲が「高さ13m以下、かつ軒高9m以下」から、「階数が3以下かつ高さ16m以下」の建築物に改正された。

【建築士の業務範囲】

改正前

延べ面積	高さ 13m以下 かつ 軒高 9m 以下					高さ 13m超 または 軒高 9m 超
	木造			RC 造・S 造		
	平家	2 階建	3 階建	2 階建以下	3 階建	
30 m ² 以下	不問		1 級・2 級	不問		
30 m ² 超～100 m ² 以下						
100 m ² 超～300 m ² 以下	1 級・2 級・木造					
300 m ² 超～500 m ² 以下						
500 m ² 超～1000 m ²						
以下	特殊建築物					
1000 m ² 超	1 級・2 級			1 級		
	特殊建築物					



改正後

延べ面積	高さ 16m以下					高さ 16m超 または 4 階以上 (地階を除く)
	木造			RC 造・S 造		
	平家	2 階建	3 階建	2 階建以下	3 階建	
30 m ² 以下	不問			不問		
30 m ² 超～100 m ² 以下						
100 m ² 超～300 m ² 以下	1 級・2 級・木造			1 級・2 級		
300 m ² 超～500 m ² 以下						
500 m ² 超～1000 m ²						
以下	特殊建築物					
1000 m ² 超	1 級・2 級			1 級		
	特殊建築物					

(不問は建築士でなくても設計等できることを示す)

省エネ基準適合義務の対象の建築物

→建築物省エネ法

2025 年（令和 7 年）4 月以降に着工するすべての建築物（住宅・非住宅とも）に、省エネ基準の適合が義務付けられた。

【省エネ基準の審査対象】

改正前

	非住宅	住宅
大規模(2000 m ² 以上)	適合義務	届出義務
中規模(300 m ² 以上)	適合義務	届出義務
小規模(300 m ² 未満)	説明義務	説明義務



改正後

	非住宅	住宅
大規模(2000 m ² 以上)	適合義務	適合義務
中規模(300 m ² 以上)	適合義務	適合義務
小規模(300 m ² 未満)	適合義務	適合義務

なお、以下の建築物については、適用除外となる。

- ① 10 m²以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと、または高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものの
- ③ 歴史的建造物、文化財
- ④ 応急仮設建築物（法 85 条 1・2 項）、仮設建築物（法 85 条 2 項）、仮設興行場等（法 85 条 6・7 項）

増改築の場合の省エネ基準適合義務の対象となる建築物の部分

→建築物省エネ法

増改築を行う場合、既存部分を含めて建築物全体を省エネ基準に適合させる必要があったが、増改築部分のみが省エネ基準に適合すればよいこととなった。

